

## 政策契約書

(前文)

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆(ぜい)弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくとも、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

このような観点から、脱原発法制定全国ネットワークと、衆議院議員選挙候補予定者である貴殿は、次回の衆議院議員総選挙に関して、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図り、脱原発基本法案の早期成立をめざすために下記の基本姿勢と政策契約内容について双方合意し、ここに政策契約を締結する。

脱原発法制定全国ネットワークは、今次選挙にあたり貴殿を脱原発法制定推進候補として公表する。

貴殿は、合意した基本姿勢・政策契約内容（裏面記載）を、誠実に国政に反映するよう全力を尽くすことを確認する。

なお、本契約書は2通作成し、脱原発法制定全国ネットワークと貴殿が署名捺印の上、それぞれ1通ずつ保管する。

2012年 月 日

衆議院議員選挙立候補予定者

印

脱原発法制定全国ネットワーク代表世話人

河合弘之 印

(基本姿勢)

1、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、脱原発基本法案の早期成立をめざすことを約束する。

2、脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることを確認し、公表する。

(政策契約内容)

1、脱原発基本法案について

本合意において、脱原発基本法案とは2012年9月に衆議院に提案された脱原発基本法案をいう。

2、法案への賛成

衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、衆議院選挙で当選した時は、国会審議において脱原発基本法案の成立のために誠実に努力する。

3、賛同議員であることの公表

脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることをマスコミ等に公表し、HPその他宣伝媒体に表示する。

4、脱原発法ステッカーの使用

脱原発法制定全国ネットワークは、衆議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、自らの選挙ポスターなどに脱原発法制定全国ネットワーク作成の脱原発法ステッカーの使用を認める。

以上